

平成八年（ワ）第一〇号

原 告 外 川 正

被 告 社会保険診療報酬基金

一九九八年二月六日

右原告訴訟代理人

弁 護 士 山 中 邦 紀

弁 護 士 佐 々 木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御中

### 準 備 書 面

原告は、平成九年十一月二七日付被告準備書面における被告の主張に対し、次のとおり反論する。

一 被告は、

「歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために・・・残存歯の保護と咬合の回復のために行なう歯周治療用装置は大きな意義をもっている」とし、「従って治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階において作製装着する必要がある」旨主張する。また、算定告示及び保険発二五号通知も「・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている」とする。

2 しかし、「歯周治療において歯周治療用装置が大きな意義をもっている」ことが、何故「従って歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で作製装着する必要がある」ことになるというのであろうか。

歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。

被告が、自らの主張を裏付ける資料として主張する乙第一八号証や同第一九号証は、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとはしていない。

また、算定告示及び保険発第二五号通知は「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と

咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう」と述べて「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものについて保険点数を認めているのであって、被告が主張するように「歯周治療の早期の段階で」装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていない。

従って、被告の主張の誤りは明らかである。

ニ 1 被告は「メタルコアを製作するための印象採得などの費用は、メタルコア製作のための一連の診療行為であると解されるから、当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」旨主張する。

2 しかし、「メタルコアを製作するための印象採得などの費用がメタルコア製作のための一連の診療行為である」ということから何故「当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」ということになるのであろうか。

そもそも、メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、暫間被覆冠及び歯周治療用装置とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材料や形態を異にしているだけでなく、治療並びに装着する目的や内容も全く異にしている。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であり、診療報酬の算定も両者は別のものであり取り扱われている。

従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。

この点、算定告示は「メタルコア 注 窩洞形成・印象採得・装着等の費用を含むものとする」と規定しており、これはメタルコアの費用としてはメタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用が含まれることを意味するものである。従って、歯周治療用装置や暫間被覆冠の費用等はメタルコアの費用に含まれないことは算定告示上からも明らかである。